

署名ができるのは選挙権を有する方に限られます！

- 署名をすることができるのは、**選挙権を有する方**（普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する方）**に限られ、選挙権を有しない方は署名をすることができません。**

【具体的な違反事例】

- ・ ターミナル駅の街頭で行われていた署名収集において署名をしたが、選挙権を有しない他の地方公共団体の直接請求に係る署名収集であった。

署名は自署が原則であり、代筆には制限があります！

- 署名は、**ご自身がしなければなりません。**
- **他人の氏名を署名簿に記載する行為**は、**署名の偽造**となるため、**認められません。**
- **代筆をするには**、同じ市町村の選挙権を有する方が、**心身の故障等**（指先や腕の疾病、失明等により自署又は点字による記載が困難な場合）**により署名をすることができない場合でなければなりません。**

【具体的な違反事例】

- ・ 署名は自署する必要があるにも関わらず、家族の1人が家族全員分の署名をした。 ⇒ **署名の偽造となります！**
- ・ 心身の故障等の事由がないにも関わらず、家族の1人が家族全員分の署名を代筆した。 ⇒ **違法な代筆となります！**

※ 上記に違反した場合、**3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処せられることがあります。**

郵便、回覧、店舗等に備え付けられた署名簿には署名できません！

- 署名収集者となるには、**請求代表者又はその受任者でなければなりません。それ以外の方が収集した署名は無効となります。**
- 署名は、署名収集者が、直接、**収集しなければなりません**ので、**郵便、回覧、店舗等に備え付けられた署名簿による署名は無効となります。**

署名簿は縦覧に供されます！

- **署名簿に記載した署名、住所、生年月日等は**、署名収集後、関係人（選挙権を有する方）の**縦覧に供されます。**